

掛川市長意見に対する事業者の見解  
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-2

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
1	00 全般	当該事業計画は、大規模な土地の改変を伴い、これらの土木工事や樹木の伐採に伴い自然環境への影響が懸念される。各環境要素についての調査・予測評価が行われているが、風力発電設備の構造や配置、工事用道路等について更なる検討を行い、切土及び盛土による樹木の伐採面積を可能な限り少量化するなど土地の改変を最小限に抑え、自然環境への影響を極力回避・低減するよう検討を継続し、その結果を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載すること。	本事業計画を策定するにあたりましては、土地の改変量を最小限にすることを念頭に、航空レーザー測量により現地の地形を取得し図化した上で、地形を活用した事業計画を策定してまいりました。風車建設地点では、現地の地形を考慮した上で改変量が最小限となるよう作業用敷地の配置計画を策定いたしました。工事用道路計画の策定におきましては、現況の既設林道を調査し、これを最大限に利用することを念頭に、林業施業者様の施業計画との整合を図り、新たな改変量を最小限にいたしました。今後も事業計画を策定するにあたり自然環境への影響を極力回避・低減するよう検討を継続し、その結果を環境影響評価書に記載いたします。
2	00 全般	環境保全措置として、「可能な限り…する」「極力…する」といった記述により、環境保全措置の程度が明らかでないままに環境影響への予測評価が行われている項目が散見される。については、環境影響を十分に低減するために必要な環境保全措置の水準を精査して評価書に記載するとともに、その水準の達成に必要な事業体制を確実に構築すること。	環境保全措置につきましては、ご指摘の内容を踏まえると共に再度環境保全措置の水準を精査し評価書に記載するように努めます。また、環境保全措置を達成するための事業体制につきましても施工計画の策定に織り込んでまいります。
3	00 全般	(2)に関連し、環境保全措置としての程度が明らかでないままに、当該措置を「実効性のある環境保全措置」とし、当該措置の実行を根拠に事後調査を行わないこととしている項目が散見される。については、評価書手続きにおける精査の中で事後調査の必要性についても改めて検討するとともに、仮に環境影響評価手続きの中で事後調査を要しないと判断した項目についても、当該措置が「実効性のある環境保全措置」として有効に機能しているか、継続的に確認を行うこと。	環境保全措置につきましては、評価書手続きに向けた精査の中で改めて検討いたします。なお、事後調査を必要としないものにつきましても、実効性のある環境保全措置として有効に機能しているか、事業進展に併せて確認してまいります。
4	00 全般	昨今、再生可能エネルギー発電事業における「地域との共生」の重要性がますます高まっているところであるが、本事業に関しては、地域住民から生活環境及び自然環境への影響を懸念する意見が当市に寄せられている。このことを踏まえ、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の記載事項を始め、本事業について積極的に地域住民に情報提供を行うとともに、地域住民の意見を聞く機会を設ける等、相互理解を図ること。また、その際には定量的指標を用いて客観的に環境影響について説明するのみならず、定性的でわかりやすい表現を交えるなどして地域に生活する住民の感覚に寄り添った説明に努めること。	事業計画の策定にあたりましては、これまでも事業の進捗に併せて地元様への説明を行ってまいりました。今後も事業計画の進捗の都度、ご説明を行ってまいります。なお、説明資料においては、解り易い表見を用いて、ご理解が深まるように努めてまいります。
5	00 全般	森林法を始めとする関係法令(条例を含む)に基づく手続きを適時適切に実施すること。	森林法を始めとした関係法令(条例を含む)に基づく手続きにつきましては、関係行政機関様との協議調整を適切に行い、ご指導を得ると共に、漏れのないように進めてまいります。
6	07 水質(水の濁り)	事業計画区域及び周辺地域には、生活水として利用している簡易水道及び小規模水道の水源地や浄水施設等が存在する。については、事業の実施により水量及び水質に影響が出ないよう十分な調査及び環境保全措置を講ずること。また、万が一影響が生じた場合には、地域住民の生活に重大な影響が生じることに鑑み、迅速かつ実効的な対応を行うとともに、補償に応じること。	飲料水につきましては、各管理者から水源地の情報をご教授いただき、この個所に影響を与えないように事業計画を策定いたしました。また、水源地の調査とは別に住民の皆様にも水の利用に関するアンケートをさせていただき、水利用の実態を把握いたしました。今後事業が進展することにより、万が一本事業による影響が生じた場合については、迅速かつ実効的な対応を行うと共に、補償についても対応してまいります。

掛川市長意見に対する事業者の見解  
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-2

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
7	07 水質 (水の濁り)	森林の伐採を伴う工事により、森林の涵養機能の低下や河川の水量・水質及び地下水の水位に影響が生じないよう、工事前・工事中・工事後に十分な調査を行い、環境影響が認められた場合には、適切な環境保全措置を講ずること。	事業に係る伐採により森林の持つ涵養機能の低下や河川の水量、水質及び地下水への影響が考えられるため、森林の伐採面積を最小限にするよう、風車敷地や輸送用道路の策定に留意しております。また、森林の涵養機能が低下しないよう、踏み固めた場所への降雨は沈砂池に集め、ゆっくりと地下浸透させる計画です。
8	07 水質 (水の濁り)	事業実施による動物の行動域の変化等により、水源地周辺で活動する動物の糞尿や死骸が増加した場合は生活水質の悪化を惹起するおそれがある。このような観点を踏まえ、水源地周辺での十分な生態系調査及び予測評価を行い、評価書において明らかにすること。	風力発電事業に伴う動物の行動域の変化による水源地の環境悪化といった事例は確認されていないことから、現時点ではご指摘の調査及び予測評価については検討しておりません。なお、本事業では水源地への影響を回避するよう事業計画を検討しております。
9	07 水質 (水の濁り)	地域住民の意見を踏まえ、発生土流用盛土による水源の上流部の水量及び水質への影響について、十分な調査及び予測評価を行い、評価書において明らかにすること。	発生土流用盛土の地点においては、その地点や規模について地元様からのご意見をいただいております。今後の評価書手続きに向け、地点や規模を再検討すると共にその計画による予測・評価を評価書にてお示しいたします。
10	07 水質 (水の濁り)	環境影響調査において原野谷川への濁水の到達が予想されており、その影響は前述のとおり重大であるから、掛川市域においても事後調査を実施すること。	道路拡幅工事に伴い、原野谷川への濁水到達が予測されております。なお、安全側の観点で同時に工事を実施する前提で予測をしていますが、実際には道路拡幅工事は一度に全線での工事を行うことはありません。あわせて濁水の流入を防ぐ保全措置の検討と実施によって環境影響を低減できる工事計画を策定いたします。
11	08 地形及び地質(土地の安定性)	事業区域及びその周辺には、土砂災害(特別)警戒区域に指定されている区域や、地すべり地形が複数存在しており、風力発電機付近に及ぶところもある。については、慎重な地質調査を継続し、その結果を踏まえて安全側に立った適切な環境保全措置を講ずること。	風力発電機の設置場所においては、現地踏査による地質概査や赤色立体図による地形評価を行った上で、風車配置計画を策定し、各設置地点ではボーリング調査を行い詳細な地質データを収集した上で設計に反映してまいります。また、輸送用道路における改変箇所においてもボーリング調査を行い、風車設置場所及び輸送用道路の計画策定において慎重に進めてまいりました。その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じてまいります。
12	08 地形及び地質(土地の安定性)	特に、12号機設置箇所は地すべり地形であり、風力発電機設置のリスクが大きい一方、準備書における環境保全措置の説明が十分でなく、現時点ではリスクが低減されているとは判断できない。については、準備書記載の環境保全措置「地すべり等のリスクを把握し、リスク低減を図るよう配置計画を行う」とおり、12号機について、設置中止又は設置場所変更を含め慎重に再精査し、その結果を評価書に記載すること。	ご指摘の地点につきましては、現地調査及び文献調査等で風力発電機の設置において他の地点と比較してリスクが高いことは認識しております。今後ボーリング調査等を行い当該地点のリスク低減が図れるか否かを検討してまいります。その結果においては配置見直し等を行い、評価書でお示しいたします。
13	08 地形及び地質(土地の安定性)	静岡県内において盛土関連の重大事故が複数件発生していることに鑑み、発生土流用盛土については、安全性に万全を期すべく十分な調査検討を行うこと。また、その内容については静岡県盛土等の規制に関する条例に基づいて静岡県の確認を受けるとともに、関係市町や地域住民に随時説明し、不安・懸念の払しょくに努めること。	静岡県では盛土の流失に関する重大事故が発生していることは承知しております。当該事業も発生土流盛土を設置させていただく計画をしておりますので、当該事業が起点となり重大事故に発展することが無いよう、関係行政様からの指導を受けると共に静岡県盛土条例への適切な対応や静岡県林地開発許可に則った設計及び施工を行うよう努めてまいります。

掛川市長意見に対する事業者の見解  
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-2

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
14	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地)、植物(重要な種及び重要な群落)(海域を除く。))	文化財保護法に基づく特別天然記念物や、掛川市自然環境の保全に関する条例に基づく指定希少野生動植物種(以下「掛川市指定種」という。)は、殺傷・損傷等が禁止されている。このことに鑑み、本事業に伴い、該当種が死亡・負傷等することのないよう、適切な環境保全措置を講ずること。	環境保全措置については、ご指摘の点にも留意しつつ、引き続き検討してまいります。
15	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地)(海域を除く。))	準備書に記載のとおり、鳥類に係る予測評価には不確実性を伴う一方で、仮に掛川市指定種がバードストライクによる被害を受けた場合、本市の自然環境的価値が大きく損なわれることとなる。このことに鑑み、事後調査は慎重に行うとともに、万が一鳥類への被害が確認された場合には、十分な追加的環境保全措置を講ずること。	事後調査の際には、十分に慎重に実施いたします。万が一衝突個体等が確認され、それが掛川市指定種といった重要な種であった場合には、最新の知見等を踏まえ、追加的な環境保全措置を検討してまいります。
16	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地)(海域を除く。))	サシバについて、調査手法(調査期間や調査地点)及び調査結果に対して様々な意見が寄せられている。については、環境影響調査や評価の手法について改めて検討し、必要に応じて追加調査及び予測評価を実施すること。仮に追加的な調査・予測評価が不要であるとの結論に至った場合には、その検討過程(様々な選択肢がある中で、採用した調査期間及び調査地点の妥当性)を丁寧に説明すること。	サシバを含めた渡り鳥に関する予測評価の内容については再度検討するとともに、必要に応じて追加調査を実施いたします。追加調査を実施しないと判断した場合には、評価書において、検討過程をお示しいたします。
17	12 生態系	クマタカについて、営巣木及び営巣中心域が特定されていないペアが存在する。については、追加的に調査及び予測評価を行い、環境保全措置について再検討した上で、評価書にその結果を記載すること。また、営巣中心域が特定できなかった場合には、安全側に立った環境保全措置を講ずること。	クマタカを含めた希少猛禽類については、継続した調査を実施しており、営巣木及び営巣中心域の特定に努めております。評価書において、その結果及びその結果を踏まえた予測評価、環境保全措置についてお示しいたします。
18	13 景観	風力発電設備等の塗装色を環境融和色で検討する際、静岡県、掛川市及び地域住民等の意見を踏まえること。また、塗装の素材は、経年劣化の少ない素材の使用に努めるとともに、劣化の影響による景観の悪化がないように配慮すること。	風力発電機等の塗装色につきましては、現時点において、静岡県及び地域住民の皆様から特段のご意見はいただいていることから、「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成25年)及び掛川市景観条例を踏まえ、グレー系を検討しております。また塗装につきましては適切なメンテナンスを行い劣化の影響による景観の悪化が生じないよう努めます。
19	13 景観	発電設備以外の送電線や鉄塔等の構造物についても、景観への影響を考慮し、色彩等については、環境融和色の使用を検討すること。	現在の事業計画では送電線や鉄塔等を設置する計画はありませんが、事業の実施に向け当該設備の設置が必要となる場合には、掛川市の景観条例における対応を検討してまいります。
20	13 景観	事業の影響による水みち等の変化による周辺の植生、ひいては景観への影響がないよう配慮し、万が一影響が発生した場合は、適切な環境保全措置を講ずること。	ご指摘の点について配慮するとともに、本事業により重大な影響が生じると判断された場合には、適切な環境保全措置を検討いたします。

掛川市長意見に対する事業者の見解  
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)

資料5-2

No.	環境要素の区分	意見	事業者の見解
21	14 人と自然との触れ合いの活動の場	施設の存在における環境影響について、「騒音」の観点からも予測評価を行い、評価書に記載するとともに必要な環境保全措置を講ずること。特に風力発電設備に周囲を囲まれることとなる八高山について、慎重に予測評価を行うこと。	人と自然との触れ合いの活動の場に対する騒音の影響に関しまして、現段階で把握できている知見では評価基準がないことから、評価書におきましては最新の知見を収集するとともに、ご指摘も踏まえて慎重に予測評価について検討いたします。 なお、本事業の風力発電機の稼働によって音の変化が生じる可能性のある範囲内に位置している主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、「八高山」及び「東海自然歩道」の一部区間であり、その他の主要な人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、風力発電機の設置予定位置から離隔を確保しているため、騒音による音の変化が生じる可能性はないものと考えております。
22	14 人と自然との触れ合いの活動の場	「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」は、事業区域付近に位置し、人工物の影響のない静謐な環境を重視した施設であることから、事業実施による影響を受けることが予想される。ついては、事業実施により当該施設が受ける環境影響について追加調査及び予測評価を行い、評価書に記載するとともに必要な環境保全措置を講ずること。	「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」につきましては、風力発電機の設置予定位置から3km以上の離隔を確保しており騒音や風車の影による変化は及ばないこと、可視領域図上ではほぼ不可視エリアに位置しており眺望景観の変化も生じる可能性は低いことから、本事業の実施によって影響が生じる可能性は低いものと考えておりますが、ご指摘も踏まえて改めて検証し、「炭焼の杜明ヶ島キャンプ場」に影響が生じるおそれがある場合には、追加調査及び予測評価を行うこととともに必要な環境保全措置を講じます。
23	14 人と自然との触れ合いの活動の場	八高山における環境保全措置として登山道や広場の整備といった案が記載されているが、当該措置により、改変区域の拡大や登山者の増加を招き、事業区域周辺の動植物に影響が生じることが懸念される。ついては、当該措置の環境保全措置としての評価にあたっては、「動植物」の観点も含めて行うこと。	登山道や広場の整備につきましては検討段階であり、今後の協議事項となっておりますが、改変区域の拡大はございません。ご指摘の点につきましては配慮するとともに、今後の当該措置の検討に当たっては動植物の観点も含めて行ってまいります。
24	16 その他	「工事関係車両の主要なルート」の掛川市内の一部において、拡幅工事中であり有効幅員(5.0m)を確保できない区間があること、橋梁耐震診断により大型車両の通行を制限していること、橋梁架替工事を計画していることなどから、道路管理及び橋梁管理関係者と協議を行うこと。	工事関係車両の通行につきましては、道路管理者様および橋梁管理者様との協議、調整を行っております。今後も道路管理者様との情報交換を実施させていただきます。
25	16 その他	林道に係る工事用道路の整備については当市と協議すること。	林道に係る工事用道路の整備につきまして、掛川市様との協議を継続させていただきます。
26	16 その他	工事車両の通行による環境影響(騒音及び地域交通への支障等)及び当該影響に対する環境保全措置について具体的に検討し、評価書において明らかにすること。	今後の事業計画の進展において、工事用車両の通行量が変更となる場合などが考えられることから、評価書においてお示し出来るように取組んでまいります。
27	16 その他	各法令や環境基準を遵守することはもちろんのことではあるが、地域住民からの要望や意見に対して基準等に適合しているから問題ないという姿勢ではなく、地域住民の不安や疑問を払拭するよう懇切丁寧に対応すること。	今後も事業計画の進展に伴い、地元の皆様に情報提供をさせていただくことを継続させていただきたいと考えております。その際には地域住民の皆様の不安や疑問を払拭出来るように取組んでまいります。

**掛川市長意見に対する事業者の見解  
(ウインドパーク遠州東部風力発電所 準備書)**

資料5-2

No.	環境要素の 区分	意見	事業者の見解
28	16 その他	地域住民に対して、今後の事業の進捗状況にあわせた積極的な情報提供を行い、地域住民との相互理解を図ること。また、地域住民からの要望・苦情等があった場合には、真摯に対応すること。	上記26と同様であります。なお、地域住民様からの要望・苦情があった場合には真摯に対応してまいります。
29	16 その他	工事期間中及び施設稼働後において、地域住民等から事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切な相互理解を図り、誠実に対応すること。	工事期間中および施設稼働後において事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民様との間で誠実に適切な相互理解に努めてまいります。